

公 告

契約担当官
陸上自衛隊施設学校
会計課長 綾戸 常貴

次のとおり一般競争入札を行います。

1. 入札に付する事項

件 名	規 格	単 位	数 量	履行期限	履行場所
非常用電源装置点検等役務	仕様書のとおり	ST	1	令和7年3月31日	陸上自衛隊勝田駐屯地

2 参 加 資 格

- (1) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA, B, C, D等級に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 暴力団関係業者でないこと。(工事等において、都道府県警察より暴力団関係者として排除要請があり、その状態が継続していない者又は、工事等以外の公共事業において入札心得等に定める暴力団排除特約条項、事項、誓約書を承諾した者)

3 契約条項

- (1) 役務請負契約条項
- (2) 談合等の不正行為に関する特約条項
- (3) 暴力団排除に関する特約条項
- (4) 契約条項を示す場所：陸上自衛隊施設学校総務部会計課および同ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/shisetsu/es-hp/index.html>)

4 説明会の日時及び場所：なし

5 入札実施日時及び場所：令和6年10月8日(火)11時00分 陸上自衛隊施設学校総務部会計課入札室

6 保 証 金

- (1) 入札保証金：免除 但し、落札者が契約を結ばないときには、「入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額(以下、「落札金額」という。)」の100分の5に相当する金額を徴収する。
- (2) 契約保証金：免除 但し、契約者がその契約を履行しないときには、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

7 無 効 入 札

- (1) 本公告に示した資格のない者の入札
- (2) 入札者が誰であるか識別し難い場合の入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札金額が明瞭でない入札
- (5) FAX、電報、電話、電子メールの入札
- (6) 入札後、2項(7)に該当する暴力団関係業者と判明した入札

8 落 札 決 定 方 法

- (1) 総額により決定する。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 入札金額は消費税抜き価格とし、当該所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

9 契 約 書 の 作 成：落札者は官側から指示がある場合、遅滞なく契約書又は請書を作成しなければならない。

10 そ の 他

- (1) 委任状について：入札に参加される者が参加資格に示す代表者でない場合、入札前までに委任状を提出する。
- (2) 資格審査結果通知：入札前までに全省庁統一入札参加資格の「資格審査結果通知」(写)を提出する。
- (3) 郵便入札について：郵便による入札は令和6年10月7日(月)17時00分までに下記宛先必着とする。
封書には必ず会社名、入札日時、入札件名、赤字で「入札書在中」と明記し、配達記録が残る書留にて郵送する。
なお初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア 日 時：令和6年10月10日(木)13時15分
イ 場 所：陸上自衛隊勝田駐屯地 本部庁舎1F 会計課入札室
- (4) 暴力団排除誓約事項：入札書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。
- (5) 問い合わせ・連絡先：〒312-8509 茨城県ひたちなか市勝倉3433 陸上自衛隊施設学校総務部会計課契約班 029-274-3211(内線274) 担当 三上
直通FAX：029-271-3130 電子メール：fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp

入 札 書

金額¥ (税抜)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
非常用電源装置点検等役務 内訳書のとおり					
	以下余白				
履 行 場 所	陸上自衛隊勝田駐屯地			履 行 期 限	令和7年3月31日
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期間			

上記の公告又は通知に対して、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

契約担当官 陸上自衛隊勝田駐屯地 殿
会計課長 綾戸 常貴

住 所

会社名

代表者名

担当者名

連絡先

内訳書

No.	品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
1	非常用点検装置点検	仕様書のとおり	式	1		
2	交換部品					
(1)	オイルフィルター	21707133	個	2		
(2)	オイルフィルター	21707132	個	1		
(3)	燃料フィルター	22480372	個	1		
(4)	燃料フィルター	20998367	個	1		
(5)	エンジンオイル	15W-40 20L	缶	3		
(6)	エンジンオイル	15W-40 5L	缶	1		
(7)	冷却水	5L	缶	3		
3	疑似負荷試験	仕様書のとおり	式	1		
4	絶縁診断測定	仕様書のとおり	式	1		
5	諸経費					
(1)	車両運搬及び交通費		式	1		
(2)	宿泊費		式	1		
(3)	雑費		式	1		
合 計 (税 抜)						

市場価格調査

No.	品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
1	非常用点検装置点検	仕様書のとおり	式	1		
2	交換部品					
(1)	オイルフィルター	21707133	個	2		
(2)	オイルフィルター	21707132	個	1		
(3)	燃料フィルター	22480372	個	1		
(4)	燃料フィルター	20998367	個	1		
(5)	エンジンオイル	15W-40 20L	缶	3		
(6)	エンジンオイル	15W-40 5L	缶	1		
(7)	冷却水	5L	缶	3		
3	疑似負荷試験	仕様書のとおり	式	1		
4	絶縁診断測定	仕様書のとおり	式	1		
5	諸経費					
(1)	車両運搬及び交通費		式	1		
(2)	宿泊費		式	1		
(3)	雑費		式	1		
合 計 (税 抜)						

提 出 期 限 : 令和6年10月4日(金) 13時00分

提 出 先 : 陸上自衛隊施設学校総務部会計課契約班

直通FAX : 029-271-3130

電子メール : fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp

住 所
会 社 名
代表者名
担 当 者
連 絡 先

陸上自衛隊施設学校仕様書

物品番号		仕様書番号	59
品名・規格	非常用電源装置点検等役務	作成年月日	令和6年7月24日
		承認年月日	
		変更年月日	
		作成部隊等	施設学校総務部管理課営繕班

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊施設学校が委託する非常用電源装置点検等役務について適用する。

なお、本仕様書に記載なき事項については、関係法令に基づき実施するものとする。

2 実施場所

茨城県ひたちなか市勝倉3433 陸上自衛隊勝田駐屯地

3 役務内容

本役務は、本仕様書及び図面によるほか、「建築保全業務共通仕様書（最新版）」に基づき実施する。

(1) 点検内容

(5)に記された点検項目に準じて行うものとする。

(2) 点検する発電機の仕様は以下のとおりとする。

名 称	規 格 等	数 量	単 位	製 造 者
発電機	型式：E-AF 開放保護回転磁突極型 出力：500KVA 相数：3相 電圧：6600V	1	基	(株)明電舎
ディーゼル機関	型式：ボルボ TAD1641GE 4サイクル水冷直列直接噴射式	1	基	VOLVO
配電盤	自動始動発電機盤	1	面	
	始動用・制御用直流電源盤	1	面	

(3) 実施期間

作業実施期間については令和7年3月31日までに実施すること。

(4) 交換する部品等は以下のとおりとする。

品 名	規 格 等	数 量	単 位	備 考
オイルフィルター	21707133	2	個	
オイルフィルター	21707132	1	個	
燃料フィルター	22480372	1	個	
燃料フィルター	20998367	1	個	
エンジンオイル	15W-40 20L	3	缶	
エンジンオイル	15W-40 5L	1	缶	
冷却水	5L	3	缶	

(5) 点検項目及び内容は以下のとおりとする。

自動発電設備	
点検項目	点 検 内 容
1 発電機室等	① 小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ② 消火器の有無を点検する。 ③ 取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認する ④ 廃油処理が行われていることを確認する。 ⑤ 照度を測定し、点検及び操作上必要な照度が確保されていることを確認する。 ⑥ 各設備、各機器、建築物等との保有距離が保たれていることを確認する。 ⑦ 点検上及び使用上障害となる不要物が置かれていないことを確認する。
2 本体基礎部等	① 共通台板の取付け状況及び基礎ボルトの変形、損傷等の有無を点検する。 ② 防振装置（防振ゴム、ばね、ストッパー）のひび割れ、変形、損傷及びたわみの有無を点検する。 ③ 附属機器の取付け状態及び取付けボルトの点検を行う。 ④ 原動機と発電機との軸継手部の損傷、緩み等の有無を点検する また、たわみ軸継手を使用されているものは、緩衝用ゴムの損傷等の有無を点検する。
3 原動機 (ディーゼル機関)	① 原動機の据付け状況を点検する。 ② 各部の汚損、変形等の有無を点検する。 ③ 機器側の各配管等に、燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れがないことを確認する。 ④ クランクケースの潤滑油量が適正であることを確認する。 ⑤ 潤滑油の汚れ及び変質の有無を点検する。 ⑥ 機関のターニングにより、次の点検を行う。 ・各シリンダーの吸・排気弁の開閉時期及びバルブクリアランスの良否 ・燃料高圧ポンプ吐出開始時期の良否

自動発電設備	
点検項目	点 検 内 容
3 原動機 (ディーゼル機関)	⑦ 燃料噴射弁の噴射圧力及び噴射状態の良否を点検する。 ⑧ 燃料フィルター及び潤滑油フィルターの交換を行い、フィルター本体及びエレメントに異常がないことを確認する。 ⑨ VODIA診断機を用いた点検を実施する。
4 発電機	① 発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、腐食等の有無を点検する。 ② 発電機の巻線部及び導電部周辺に付着したほこり、油脂等による汚損の有無を点検し、乾燥状態にあることを確認する。 ③ スペースヒーター及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。 ④ 接地線の断線、き裂及び接続部の緩みの有無を点検する。 ⑤ 回転整流器、サージアブソーバ等の取付け状態を確認する。
5 発電機制御盤類 (自動始動発電機盤)	① 盤本体、扉、ちょう番、ガラス窓等の損傷、さび、変形、腐食等の有無を点検する。 ② 主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、過熱、ほこりの付着、断線等の有無を点検する。 ③ 主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷及び過熱による変色の有無を点検する。 ④ 碍子類、その他の支持物の腐食、損傷、変形等の有無を点検する。 ⑤ 接地線の断線、腐食及び接続部の損傷等の有無を点検する。 ⑥ スペースヒーター及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。
6 始動用装置類 (1) 給油ポンプ	① ポンプ運転用レベルスイッチが正常に作動することを確認する。 ② ポンプの基礎ボルト及び取付けボルトを点検する。 ③ 本体及び軸受部分に異常音、異常振動、異常な温度上昇の有無を点検する。 ④ 電動機との直結部又はプーリー間の芯出し及びベルトの張り具合が正常であることを確認する。
(2) 排気管等	① 排気管と原動機、可燃物、その他の遠隔距離を確認する。 ② 排気伸縮管、排気管及び断熱被覆に変形、脱落、損傷及びき裂の有無を点検する。 ③ 排気管貫通部の断熱材保護部のめがね石等に変形、損傷、脱落及びき裂の有無を点検する。 また、排気伸縮管を配管途中に取付けている場合は、貫通部の排気管固定の取付け状態を確認する。 ④ 室外露出部のさび等の有無及び先端部保護網の取付け状態の良否を点検する。 ⑤ 軸封部分からの漏油の有無を点検する。

自動発電設備	
点検項目	点 検 内 容
7 接地抵抗	① 接地線の断線、腐食等の有無を点検する。 ② 接地線接続部の取付け状態（ボルト、ナットの緩み、損傷等）を点検する。 ③ 各種接地極の接地抵抗を測定し、その良否を確認する。
8 絶縁抵抗	① 次の機器、回路別に絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・ MCCB-CH、MCCB-C1、MCCB-C2、MCCB-IL、MCCB-ILD、88IF1、88IF2、88FP1、88FP2、88WH、主機界磁巻線、励磁回路J、K、主回路52Gの1次側及び2次側
9 運転機能	① 保護装置の検出部の動作を実動作又は模擬動作で試験し、動作値が設定値どおりであることを確認する。
(1)保護装置	
(2)擬似負荷試験	① 擬似負荷試験は、6時間実施し、擬似負荷試験器を契約相手方が準備し、25%、50%、75%、100%の負荷をかけて発電機の能力成績を確認する。
10 絶縁劣化診断	① 以下に示す項目の電氣的絶縁劣化診断を実施し、劣化判定の良否を確認する。 ・ 診断項目 目視診断、直流電流試験、交流電流試験、誘導正接試験、部分放電試験
11 外観状況	① 全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、き裂及び漏液の有無を点検する。なお、蓄電池の交換時期を確認する。 ② 封口部のはがれ、き裂等の有無を点検する。 ③ 全セルについて、電解液量を確認する。 また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を点検する ④ 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。 ⑤ 蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検する。 ⑥ 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、燃損及び腐食の有無を点検する。
12 機能	① 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。 ② 浮動充電中の温度測定を全セル行い、その良否を確認する。 ③ 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判断された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後に均等充電を行う。

4 一般事項

(1) 役務工程表

契約相手方は、工程表を役務実施前に監督官に提出し、承認を受けるものとする。
 工程表の変更を必要とする場合は、その都度監督官の承認を受けるものとする。

(2) 役務現場管理

- ア 作業現場の安全管理は、関係法規に従い遺漏なく行い、事故防止に万全を講じ、常に注意を怠らないようにすること。
- イ 本役務の実施に伴い、他の施設及び物品等に汚損又は損傷を与えた場合は、契約相手方の負担により直ちに現状復旧すること。

(3) 役務写真

- ア 写真はカラーとし、2部を提出するものとする。
- イ 撮影要領
写真は、工程ごと作業前、中、完成後及び隠蔽なる個所、そのほか監督官の指示する個所を撮影する。

(4) 役務関係書類の管理

役務関係書類、パソコン及び可搬記憶媒体の適切な管理を行い、情報流出防止に万全を期すること。

(5) 点検等実施日及び時間

- ア 土日及び祝日の作業は原則認めないものとする。
- イ 作業時間は原則、駐屯地の日課時限（08：15～17：00）に合わせて実施すること。
- ウ 作業工程等の都合上、上記事項に不都合がある場合は、事前に監督官と協議のうえ、承認を得てから作業を実施すること。

(6) 発生材等の処理

- ア 金属類の発生材は発生材調書により監督官に引継ぐものとし、監督官の指定した場所に搬入する。それ以外の発生材については、監督官の指示に従う。
- イ 産業廃棄物は選別を行い、リサイクル等再資源化に努める。
- ウ 産業廃棄物の処理については、請負業者の責任において各種関係法令に基づき適切に処分し、産業廃棄物管理票E票の写しのほか、その他監督官の指示するものを提出する。なお、処理を委託する場合、委託契約書の写しも合わせて提出する。

(7) 不具合事項等に対する処理

点検の結果、異常箇所及び不具合を発見した場合、異常箇所及び不具合箇所の補修見積書を作成し提出するものとする。

5 特記事項

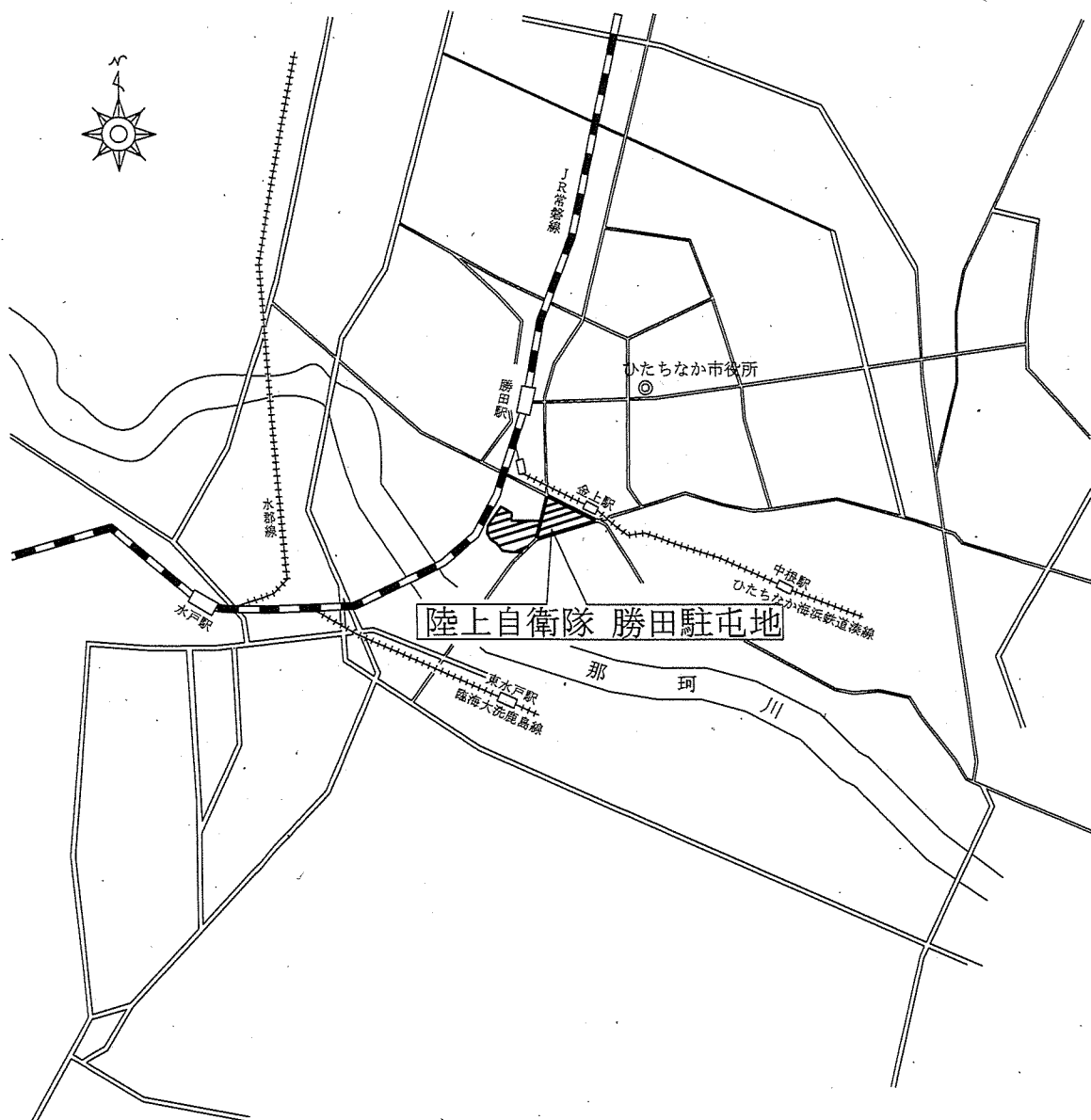
- (1) 本役務の交換作業等において、発生した鉄屑や廃油等の発生材に関しては、官側へ引き継ぐこと。
- (2) 構内車両運行
ア 作業車等を、点検前日に構内へ乗り入れることは不可とする。
イ トラック等を構内に乗り入れる場合は作業エリアの関係上、4 t 車以下とする。
- (3) その他
点検等で消費した燃料等については請負業者が負担すること。

6 調整先

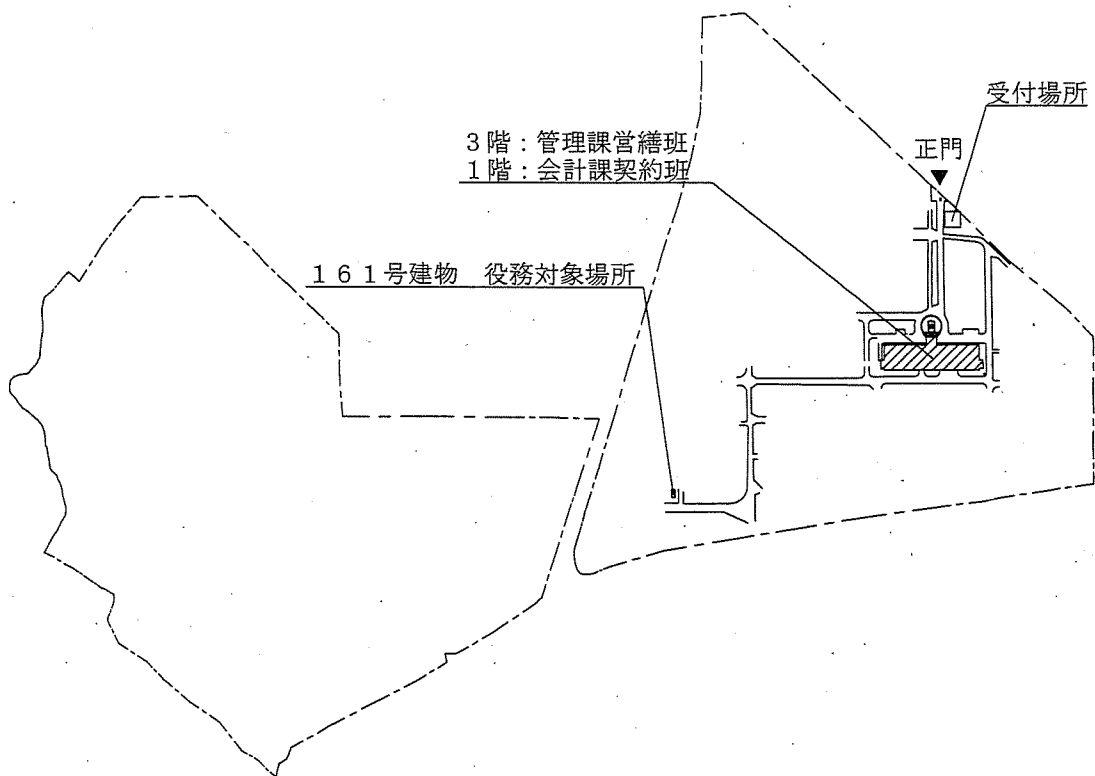
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班 電気係長
029-274-3211（代表）内線256

マスタ

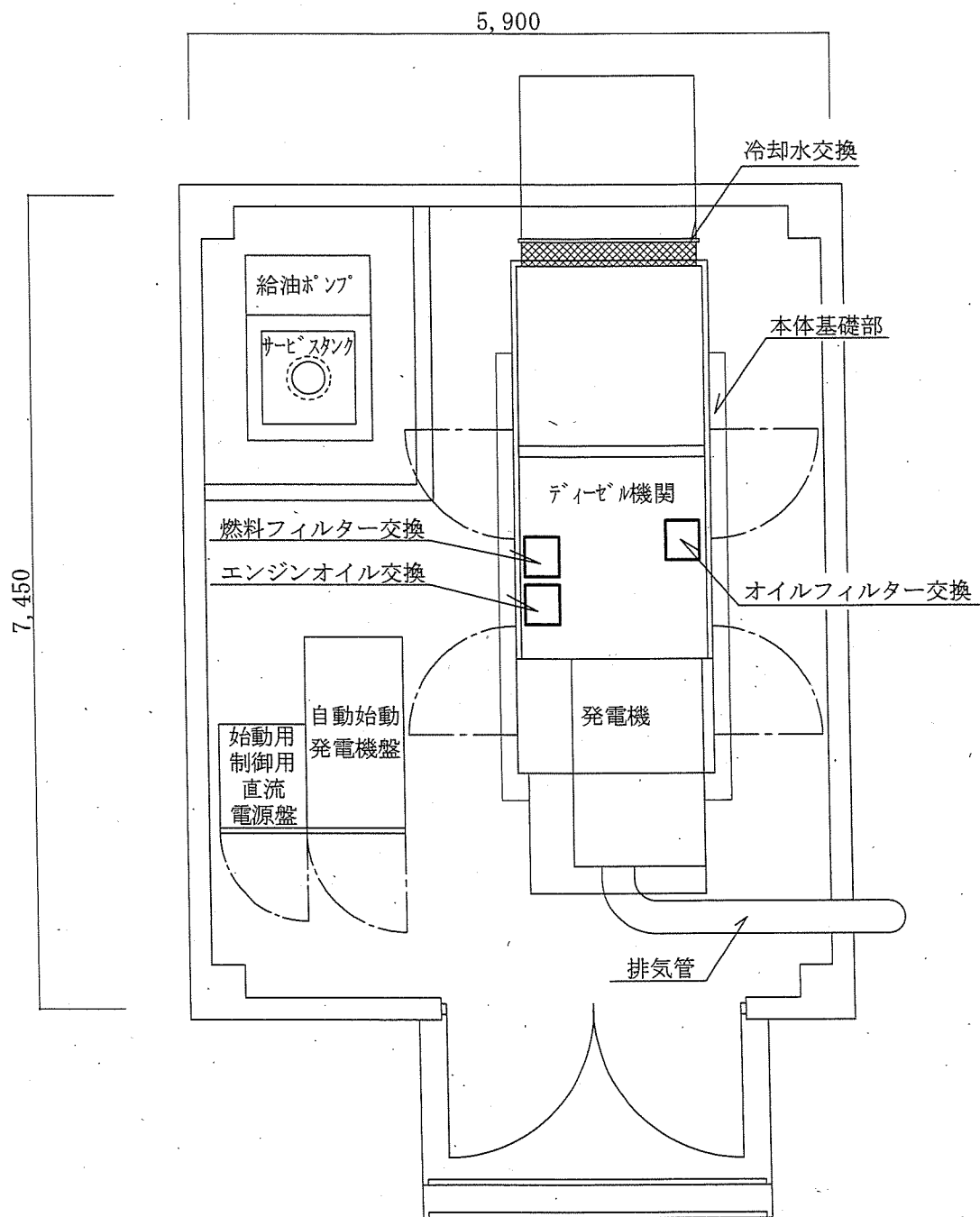
+



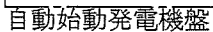
勝田駐屯地案内図 S=1:X



勝田駐屯地配置図 S=1:X



非常用電源室平面図 S=1:60



始動用・制御用直流電源盤

凡 例

記号	器具名称	記号	器具名称	記号	器具名称
VTT	試験用端子(電圧回路)	CTT	試験用端子(電流回路)	VCB	真空遮断機
R	抵抗器	EF	筒形ヒューズ	EF-VT	筒形ヒューズ
Rf	整流器(ダイオード)	Hz	周波数計	MTD	トランスデューサー
EX-TF	励磁用変圧器	51G	過電流継電器	GS	交流発電機
V	電圧計	52G	主回路	ACEX	交流励磁機
W	電力計	59G	過電圧継電器	SA	サージアブソーバー
cos φ	力率計	84G	規定電圧継電器	H	運転時間計
A	電流計	90R	電圧設定器	GS1~	速度継電器用発電機
DE	ディーゼル機関	27G	不足電圧継電器	JMEC07V	初期励磁用接触器
AVR	自動電圧調整器	64G	地絡過電圧継電器	ZPD	零相電圧検出装置
CT	変流器	12/14L	速度継電器		
VT	計器用変圧器	Wh	電力量計		

仕様書番号	9 / 10
-------	--------

